

内閣府
○文部科学省令第一号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項、第五項第四号ニただし書及び第八項ただし書、第三十条第一項並びに第三十七条の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する

命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科

内閣

厚生労

府
学省令第二号) の一部を次のように改正する。
勵省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(法第三条第一項の主務省令で定める場合)

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保育所に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十九条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市等（法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が行う場合

二 都道府県知事又は指定都市等の長が、前号に規定する事務を地方自治法第一百八十九条の二の規定に基づき当該都道府県又は指定都市等の教育委員会の職員が補助執行を行つてることその他の当該都道府県又は指定都市等における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が認定ことども園の認定を行うことが適當と認めてその旨を定めた場合

（法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第四条 法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事（同条第一項に規定する指定都市等所施設（以下単に「指定都市等所在施設」という。）である幼稚園若しくは保育所等又は同条第三項に規定する連携施設（以下単に「連携施設」という。）については、当該指定都市等の長。第七条第一項第一号、第二十八条第一号及び第二十九条第二号において同じ。）（法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県又は指定都市等の教育

改 正 前

(法第三条第一項の主務省令で定める場合)

第三条 「同上」

一 保育所に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十九条の二の規定に基づく都道府県知事又は同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合

二 都道府県知事又は指定都市の長が、前号に規定する事務を地方自治法第一百八十九条の二の規定に基づき当該都道府県又は指定都市の教育委員会の職員が補助執行を行つてることその他の当該都道府県又は指定都市における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県又は指定都市の教育委員会が認定ことども園の認定を行うことが適當と認めてその旨を定めた場合

（法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第四条 法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事（同条第一項に規定する指定都市等所在施設（以下単に「指定都市等所在施設」という。）である幼稚園若しくは保育所等又は同条第三項に規定する連携施設（以下単に「連携施設」という。）については、当該指定都市等の長。第七条第一項第一号、第二十八条第一号及び第二十九条第二号において同じ。）（法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県又は指定都市の教育委員会が

委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。第二十八条及び第二十九条において同じ。)が法第三十条第三項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定、当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 「略」

(法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合)

第七条 法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域(指定都市等の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域)をいう。以下この条において同じ。)における特定教育・保育施設(同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下この項及び第二十二条第一項第一号において「市町村計画」という。)に基づき整備をしようとするものを含む。以下この項及び第二十二条第一項において同じ。)の利用定員の総数(当該申請に係る施設の事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この項において「申請施設事業開業開始年度」という。)に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数(申請施設事業開始年度

認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県又は指定都市の教育委員会。第二十八条及び第二十九条において同じ。)が法第三十条第三項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を止めの当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 「同上」

(法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合)

第七条 「同上」

一 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域(指定都市の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める教育・保育提供区域)をいう。以下この条において同じ。)における特定教育・保育施設(同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下この項及び第二十二条第一項第一号において「市町村計画」という。)に基づき整備をしようとするものを含む。以下この項及び第二十二条第一項において同じ。)の利用定員の総数(当該申請に係る施設の事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この項において「申請施設事業開業開始年度」という。)に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数(申請施設事業開始年度

年度に係るものをして、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している児童の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している児童の総数を勘案して都道府県知事が定める数（合計数）の合計数が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下この条及び第二十二条において「都道府県計画」という。）（指定都市等の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等が定める市町村計画。以下この条において同じ。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認める場合

〔一・三 略〕

2
〔略〕

（幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等）

第十五条 〔略〕

2 法第十六条の届出を行つた市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この項において同じ。）又は法第十七条第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項（市町村にあつては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に届け出なければならない。

3
〔略〕

（学校教育法施行規則の準用）

に係るものをして、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している児童の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している児童の総数を勘案して都道府県知事が定める数（合計数）の合計数が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下この条及び第二十二条において「都道府県計画」という。）（指定都市の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村計画。以下この条において同じ。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認める場合

〔一・三 同上〕

2
〔同上〕

（幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等）

第十五条 〔同上〕

2 法第十六条の届出を行つた市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この項において同じ。）又は法第十七条第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項（市町村にあつては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二十九条において單に「中核市」という。）（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に届け出なければならない。

3
〔同上〕

（学校教育法施行規則の準用）

第二十六条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十六条 【略】

第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学 校教育法施行 規則の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
【略】	【略】	【略】
第二十七条	都道府県知事（就学前の子どもに 関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第三条第一 項に規定する指定都市等の区域内 に所在する幼保連携型認定こども 園については、当該指定都市等の 長）	都道府県知事（地方自治法第二百 五十二条の十九第一項の指定都市 及び同法第二百五十二条の二十二 第一項の中核市（以下この条にお いて「指定都市等」という。）の 区域内に所在する幼保連携型認定 こども園については、当該指定都 市等の長）

読み替える学 校教育法施行 規則の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
【同上】	【同上】	【同上】
第二十七条	都道府県知事（地方自治法第二百 五十二条の十九第一項の指定都市 及び同法第二百五十二条の二十二 第一項の中核市（以下この条にお いて「指定都市等」という。）の 区域内に所在する幼保連携型認定 こども園については、当該指定都 市等の長）	都道府県知事（就学前の子どもに 関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第三条第一 項に規定する指定都市等の区域内 に所在する幼保連携型認定こども 園については、当該指定都市等の 長）

（法第三十条第一項の規定による報告の方法等）

第二十九条 法第三十条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事（指定都市等所在施設である認定こども園については当該指定都市等の長）の定める日までに提出することにより行うものとする。

（法第三十条第一項の規定による報告の方法等）

第二十九条 法第三十条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事（指定都市所在施設である認定こども園については当該指定都市の長、中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）については当該中核市の長）の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 【略】
- 二 当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県（指定

- 一 【同上】
- 二 当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県（指定

都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等の条例で定める要件に適合していることを確認するため必要な事項として都道府県知事が定める事項

三 「略」

(幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則)

第三十一条 法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手続その他の細則については、都道府県知事(指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長)が、これを定める。

(幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則)

第三十一条 法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手続その他の細則については、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長)がこれを定める。

備考 「 」の記載は注記である。

都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

三 「同上」

附 則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。